

第 1 編 総 則

第 1 節 計画の目的及び概要

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、五城目町防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、本町における災害等に関し、予防、応急及び復旧・復興等の対策を実施するために、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町域、町民及び滞在者等の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

町及び防災関係機関並びに町民は、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害及び経済被害を軽減するための備えを、より一層充実させる必要から、その実践を積極的かつ計画的に推進するための町民運動を展開して、防災力の向上を図るものとする。

第 2 計画の位置づけ

この計画は、本町の災害対策に関する基本的な方針を示すものであり、防災基本計画、秋田県地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画等との整合を有するものである。なお、他の法令に基づいて作成する[関連計画](#)の「五城目町消防計画」、[「五城目町水防計画」](#)や、[強靱化に関する「五城目町国土強靱化地域計画」](#)などとも十分整合を図るものとする。

また、この計画の実施細目（各種マニュアル・計画など）は、町をはじめとする防災関係機関が別途定めるものとする。

第 3 計画の対象となる災害

この計画の対象とする災害は、災害対策基本法第 2 条に定義されたもので、概ね、次のとおりとする。

自然災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、地震、その他異常な自然現象
事故災害	大規模火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・薬液等有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害（鉄道・自動車事故等）、産業災害その他の大規模な人為的な事故

第 4 計画の構成

本計画は、次の構成とする。

五城目町地域防災計画	第 1 編 総則	
	第 2 編 一般災害対策	第 1 章 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策計画
	第 3 編 地震災害対策	第 1 章 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策計画

※地震災害対策の内容も基本第 2 編に含まれているが、地震災害に

特筆すべき事項については、第 3 編に記載する。

第 4 編 災害復旧計画

第 5 編 資料編 ※別冊。

第 5 計画の推進

大地震などの大規模災害においては、本町全域が被災地となる可能性がある。この場合、町や防災関係機関等による「公助」だけでは、応急・復旧対策が速やかに各所で行なわれないことは明らかであり、自分の命・安全・財産は自らが守るという「自助」を基本にしながら、子どもや高齢者、要配慮者など災害に弱い立場の方々をも含めた地域を、地域の力で守るという「共助」の考え方も含めて、行動する必要がある。

そのため、五城目町では、これらの「自助：住民・事業所」、「共助：町内会・自主防災組織等」、「公助：町・防災関係機関等」の三者がそれぞれの性質と、役割に応じて行動することにより計画を推進する。

また、町はこれらの「自助」「共助」が災害時に機能するよう、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解促進等、平時からの住民の防災意識の高揚と、家屋の耐震化率の向上や家具固定などのハード整備、コミュニティ力の向上や組織力の強化などのソフト整備を推進するとともに、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進する。加えて、町、県及び防災関係機関等は、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修の実施に努める。このほか、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定することにより、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

また、男女双方の視点や、高齢者、障害者などに配慮した防災を進めるため、防災会議委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程及び現場における多様な視点からの対応を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、国土強靱化の観点も踏まえながら、各種防災対策の充実に努める。加えて、感染症を踏まえた防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対応業務のデジタル化の推進に努めるものとする。

さらに、市は、所有者不明土地を活用した防災空地や備蓄倉庫の整備や災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策の推進に努めるものとする。

第 6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議においてこれを修正する。

ただし、軽微な修正については、五城目町防災会議運営規程第 6 条の規定により、会議の庶務を処理する住民生活課で修正案を作成し、関係者及び会長との協議によって修正することができる。なお、当該修正箇所については、次回の防災会議へ報告するものとする。

第2節 防災に関する調査研究の推進

防災に関する調査研究は、過去の災害事例を踏まえ、現在置かれている地形・気象条件、また都市化や人口構成、生活様式などを基礎データとし、住民の協力や研究機関等と連携しながら科学的根拠に基づいて実施する。

本町のような小規模な自治体では、単独でこれらの調査研究を実施することは、経費と技術面等で厳しい。そのため、県が研究機関等と連携して得られた調査結果を基礎資料として活用することを基本とするが、町が被災を受けた場合は災害の様相分析を行い、対策検討に活かすとともに、これを五城目町地域防災計画に反映させるものとする。

第3節 防災に関する組織及び実施責任

第1 五城目町防災会議

1. 防災会議の目的

五城目町防災会議は、災害対策基本法第16条及び五城目町防災会議条例（昭和38年条例第21号）に基づいて設置される機関であり、五城目町地域防災計画を策定しその実施を推進するとともに、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを目的とする。

2. 防災会議の組織

五城目町防災会議は、五城目町防災会議条例第3条の規定に基づき、次の会長及び委員によって組織する。

会 長	五城目町長
委 員	(1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者 (2) 秋田県知事の部門のうちから町長が任命する者 (3) 秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者 (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者 (5) 五城目町の教育委員会の教育長 (6) 五城目町の消防長及び消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 ※【専門委員】 防災会議に専門の事項を調査させるための専門委員を置くことができる。 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、五城目町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

- ◆第5編 資料編
- 「1-1 五城目町防災会議条例」
- 「1-2 五城目町防災会議運営規程」
- 「1-3 五城目町防災会議委員構成」

第2 実施責任

1. 防災関係機関

① 県の責務（災害対策基本法第4条）

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方行政機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

② 指定地方行政機関の責務（災害対策基本法第3条）

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の地方行政機関と相互に協力して、町の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

③ 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（災害対策基本法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑

に行われるよう協力する。

④公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の責務（災害対策基本法第7条）

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、町、その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

2. 町民、町内会、自主防災組織及び事業所の役割

町民、町内会、自主防災組織、事業所及びNPO等の関係機関は、「自助」、「共助」、「公助」が連携して広域的災害や大規模災害に備え、自発的な防災活動を実施するよう努める。

①町民に期待する役割

町民は、「自らの命・安全・財産を自ら守る」という「自助」の視点から、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- (i) 防災及び事前防災行動計画（マイ・タイムライン）に関する知識の習得
- (ii) 地域の危険箇所等の把握と認識
- (iii) 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策
- (iv) ブロック塀等の改修
- (v) 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置
- (vi) 避難場所及び避難路の確認
- (vii) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (viii) 医薬品等の備蓄
- (ix) 各種防災訓練への参加
- (x) 積雪時における除雪の励行

イ 災害発生時

- (i) 正確な情報の把握
- (ii) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (iii) 適切な避難の実施
- (iv) 救助・救出活動
- (v) 防災ボランティア等応急復旧活動への参加と協力
- (vi) 避難行動要支援者の安否確認、避難支援

②町内会、自主防災組織に期待する役割

町内会、自主防災組織等のコミュニティ防災の中心となる団体は、「地域の安全等を自分たちで守る」という「共助」の視点から、地域防災力を向上させ、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- (i) 防災知識の広報・啓発（地域・家庭内の安全対策）
- (ii) 地域の災害危険箇所や避難場所等の周知
- (iii) 防災訓練の実施
- (iv) 防災資機材等の整備
- (v) 避難行動要支援者の避難体制の構築
- (vi) 町以外他団体と連携した訓練の実施

イ 災害発生時

- (i) 情報の収集及び伝達
- (ii) 出火防止、初期消火
- (iii) 救助・救出活動
- (iv) 避難誘導、避難所の開設・運営等
- (v) 給食・給水
- (vi) 避難行動要支援者の安否確認、避難支援

③事業所に期待する役割

事業所及びNPO等の関係機関は、従業員及び利用者等の安全を確保する「自助」の視点、地域の防災活動への積極的な協力を行う「共助」の視点から、平常時及び災害発生時に次のことを実践するよう努める。

ア 平常時

- (i) 防災責任者の育成及び従業員への防災教育
- (ii) 建築物の耐震化の促進
- (iii) 火を使用する設備、危険物施設等の点検及び安全管理
- (iv) 防災訓練の実施
- (v) 自衛消防隊の結成と消防計画の作成
- (vi) 地域防災活動への参加及び協力
- (vii) 防災資機材等の整備
- (viii) 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- (ix) 広告、外装材等の落下防止

イ 災害発生時

- (i) 情報の収集及び伝達
- (ii) 出火防止措置及び初期消火の実施
- (iii) 従業員、利用者等の避難誘導
- (iv) 救助・救出活動
- (v) ボランティア活動への支援
- (vi) 地域における対策活動への協力

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 五城目町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
五城目町	1 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 3 災害情報の収集・伝達及び被害の調査・報告に関すること。 4 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織等の結成・育成及び強化に関すること。 5 県その他防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること。 6 災害救助法が適用された災害に関し、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること。 7 その他地域防災の推進に関すること。

◆第5編 資料編 「1-5 五城目町の所在地及び連絡先」

第2 五城目町消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
五城目町消防本部	1 消防力の整備に関すること。 2 防災のための調査に関すること。 3 防災教育、訓練に関すること。 4 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 5 災害時の避難、救助及び救急に関すること。 6 消防団との連絡調整に関すること。 7 災害対策本部の警防業務の分担に関すること。 8 その他災害対策に関すること。

◆第5編 資料編 「1-6 五城目町消防本部の所在地及び連絡先」

第3 秋田県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
秋田県	1 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 3 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること。 4 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用実施に関すること。 6 災害時の文教対策及び警備対策に関すること。 7 防災に関する知識普及、教育、訓練に関すること。 8 市町村防災業務の助言・調整に関すること。

◆第5編 資料編 「1-7 県の地方機関の所在地及び連絡先」

第4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保に関すること。 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。 3 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。
東北財務局 (秋田財務事務所)	1 災害状況の調査に関すること。 2 災害復旧事業費、関連事業費等の査定の立会及び調査に関すること。 3 災害時における金融機関等に対する被災者支援のための金融上の措置の要請に関すること。 4 地方公共団体に対する災害復旧融資に関すること。 5 地方公共団体に対する国有財産の貸付に関すること。
東北厚生局 (秋田事務所)	1 災害状況の情報収集、通報に関すること。 2 関係職員の派遣に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。
秋田労働局	1 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。 2 被災者に対する職業あっせんに関すること。
東北農政局 (秋田県拠点)	1 農業災害の予防、拡大防止、並びに応急復旧対策についての指導及び助成に関すること。 2 農業災害に係る資金融資に関すること。 3 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。
東北森林管理局 (米代西部森林管理署)	1 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること。 2 国有林野の林野火災の防止に関すること。 3 国有林林道その他施設の整備保全に関すること。 4 災害時における応急復旧用材の供給に関すること。
東北経済産業局	1 災害時における応急復旧資機材、生活必需物資等の需給対策に関すること。 2 災害時の物価安定対策に関すること。 3 被災商工業者に対する融資に関すること。
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	1 災害時における火薬類、高圧ガス及び都市ガス、並びに電気施設等の保安対策に関すること。 2 鉱山施設の保全及び鉱害の防止対策に関すること。 3 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	1 国の直轄土木施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	1 港湾及び所轄海岸における地震、津波等による災害の防止対策に関すること。 2 秋田港、船川港、能代港、各港の港域内における港湾施設の整備（国の直轄土木工事）及びその災害復旧に関すること。
東北運輸局 (秋田運輸支局)	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること。
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー事務所)	1 災害時における航空保安対策に関すること。 2 災害時における緊急航空輸送、並びに遭難航空機の捜索、救助に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	1 気象・地象・水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実、予報・通信等の施設及び設備の整備に関すること。 3 気象、地象、(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達と、これらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 市町村が行う避難情報等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての、技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予測される時や、災害発生時において、県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の提供に関すること。 7 県や市町村、その他の防災関係機関との連携による、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
第二管区海上保安本部(秋田海上保安部)	1 海上における災害警備、海難救助対策に関すること。 2 船舶交通の安全確保に関すること。 3 海上における災害予防及び災害応急対策に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
東北地方環境事務所(鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)	1 所管施設等の避難場所等としての利用に関すること。 2 緊急環境モニタリングの実施・支援に関すること。 3 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく検査・指示に関すること。 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関すること。

◆第5編 資料編 「1-8 指定地方行政機関の所在地及び連絡先」

第5 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第21普通科連隊、航空自衛隊秋田救難隊、航空自衛隊第33警戒隊	1 災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送、道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること。

◆第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 自衛隊への災害派遣要請

第6 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (北海道東北グループ)	1 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること。 2 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援に関すること。 3 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。 4 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本銀行（秋田支店）	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 2 資金決済の円滑な確保を通じて信用秩序の維持に資するための措置に関すること。 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。 5 各種措置に関する広報に関すること。
日本赤十字社（秋田県支部）	1 災害時における医療、助産その他の救助対策に関すること。 2 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること。 3 義援金品の受付、配分に関すること。
日本放送協会 （NHK 秋田放送局）	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
東日本高速道路株式会社 （東北支社秋田管理事務所）	1 秋田自動車道の災害防止及び復旧に関すること。 2 日本海東北自動車道の災害防止及び復旧に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 （秋田支社） 日本貨物鉄道株式会社 （東北支社秋田総合鉄道部）	1 鉄道施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における救援物資及び人員の緊急輸送に関すること。
東日本電信電話株式会社 （宮城事業部秋田支店） 株式会社N T T ドコモ （東北支社秋田支店） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社（東北支店） KDD I 株式会社（東北総支社） ソフトバンクモバイル株式会社	1 電気通信事業用通信施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること。 2 災害時における非常通話の運用に関すること。 3 気象警報の伝達に関すること。
日本郵便株式会社（秋田中央郵便局「五城目郵便局」）	1 災害時における郵便業務の確保に関すること。
日本通運株式会社（秋田支店） 佐川急便株式会社（北東北支店秋田営業所） ヤマト運輸株式会社（秋田主管支店） 福山通運株式会社 （北東北福山通運 秋田支店） 西濃運輸株式会社	1 災害時における救助物資等の輸送に関すること。
東北電力株式会社 （秋田支店） <u>東北電力ネットワーク株式会社（秋田支店）</u>	1 電力施設の災害防止並びに災害復旧対策に関すること。 2 災害時における電力供給の確保に関すること。

◆第5編 資料編 「1-9 指定公共機関の所在地及び連絡先」

第7 指定地方公共機関

※本町を主な営業区域としていない場合は記載を省略。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区 (戸村土地改良区) (馬場目川水系土地改良区)	1 ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること。 2 農地、農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ	1 気象予報、災害情報等の報道に関すること。 2 防災知識の普及に関すること。 3 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること。
東部ガス株式会社秋田支社 一般社団法人秋田県LPGガス協会	1 ガス供給施設の防災に関すること。 2 被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 3 ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
秋田中央交通株式会社 公益社団法人秋田県トラック協会	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 災害時の応急輸送対策に関すること。 3 緊急支援物資の輸送に関すること。
一般社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 公益社団法人秋田県看護協会 一般社団法人秋田県薬剤師会 一般社団法人秋田県歯科医師会	1 災害時における医療救護活動に関すること。 2 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること。
一般社団法人秋田県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策への協力に関すること。

◆第5編 資料編 「1-10 指定地方公共機関の所在地及び連絡先」

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 報道機関	1 住民に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害情報等の報道に関すること。
(2) 医療機関	1 災害時における収容者の保護対策に関すること。 2 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること。 3 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。
(3) 農林業関係機関・団体	1 県、町が行う農林漁業関係の被害調査の協力に関すること。 2 農林水産物に係る災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農林漁業者に対する融資あっせんに関すること。 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策に関すること。 5 災害時における資材、肥料等の確保対策に関すること。
(4) 社会福祉施設	1 災害時における入所者の保護対策に関すること。 2 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。
(5) 社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の援護に関すること。 2 災害ボランティアに関すること。
(6) 商工会	1 県、町が行う商工業関係の被害調査の協力に関すること。 2 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること。 3 災害時における応急教育対策に関すること。
(7) 金融機関	1 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(8)教育関係施設	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。 2 教育施設の防災管理及び災害復旧に関すること。 3 被災時における応急教育対策に関すること。
(9)危険物取扱所等	1 石油類等危険物の防災管理に関すること。 2 災害時における燃料等の供給に関すること。
(10)地区公民館、集会所等	1 避難用設備の整備と避難訓練に関すること。 2 図書、各種史資料等の防災並びに搬出対策に関すること。 3 各種社会教育施設の防災管理及び災害復旧に関すること。 4 被災者の避難の受入態勢に関すること。
(11)婦人会	1 会員に対する防災知識の普及に関すること。 2 災害時における災害対策本部への協力、支援に関すること。
(12)文化財管理者	1 文化財の防災及び避難対策に関すること。
(13)会社、工場、事業所等	1 自営防護に関すること。 2 災害の応急及び復旧資材の調達に関すること。

◆第5編 資料編 「1-11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者」

第5節 活動体制計画

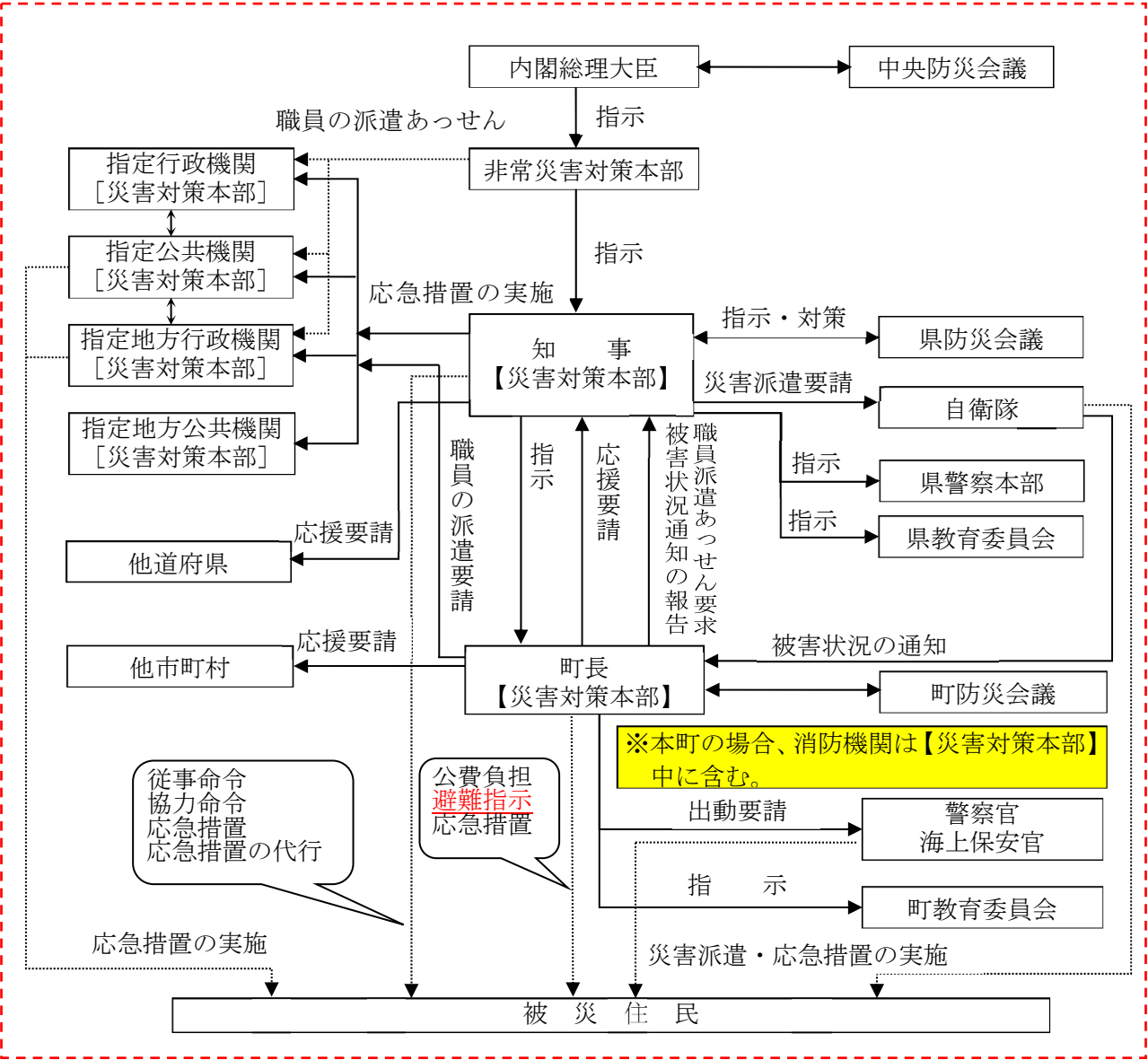
第1 計画の考え方

本町に台風や豪雨、地震などの災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、町民の生命、身体、安全確保を第一として、町の有する全機能を有効・適切に発揮して災害の発生を防御し、災害の予防及び災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、防災関係機関と連携、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

また、県や他の市町村への応援要請、自衛隊や県外からの災害応急対策への支援と併せ、これら機関との総合調整を行うものとする。

第2 防災活動体制

以下に、県などの関係機関との体制について示す。



第3 町災害対策本部等の設置基準

設置基準は「1. 地震」と「2. 風水害等」に分けて記載する。

なお、町災害対策本部の設置条例については、第5編資料編に記載している。

◆第5編 資料編 「1-4 五城目町災害対策本部条例」

1. 地震

町長は、町の区域に災害（地震災害）が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合で、必要と認めたときは、災害対策本部等を設置する。

また、災害の初期段階における対応が、その後の防災対策の成否を大きく左右することから地震の発生した段階で、警戒のための体制をとることが極めて重要であり、災害対策本部（第4配備）の設置前の体制として災害準備室（第1配備）、災害警戒対策室（第2配備）、災害警戒対策部（第3配備）を次のとおり設置するものとする。

名称	配備	設置場所 (事務局)	設置基準	主要業務	本部会議等の 構成員
五城目町 災害対策 本部	第4 配備	正庁 (住民生活課)	1. 町域で震度6（弱）以上の地震を観測したとき 2. 住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生するおそれがあるとき、又は発生し被害が拡大するおそれがあるとき 3. 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき 4. 町長が必要と認めた場合	1. 対策部においては、対策本部の設置の検討。 2. 公共施設を含め、町内の被害状況の確認。 3. 部員は、本部長又は警戒対策部長の命を受け、所掌する業務。 4. 班職員は、当該部長の指示を受け、被害の発生に備えるとともに、所掌する業務の遂行。	本部長 町長 副本部長 副町長 " 教育長 " 会計管理者 本部付 消防長 本部員 各部長 " 各副部長 事務局
五城目町 災害警戒 対策部	第3 配備	正庁 (住民生活課)	1. 町域で震度5（弱）又は5（強）の地震を観測したとき 2. 副町長が必要と認めた場合	4. 班職員は、当該部長の指示を受け、被害の発生に備えるとともに、所掌する業務の遂行。 5. 関係機関との連絡調整。	部長 副町長 副本部長 教育長 " 会計管理者 部付 消防長 部員 各部長 " 各副部長 事務局
五城目町 災害警戒 対策室	第2 配備	大庁議室 (住民生活課)	1. 町域で震度4の地震を観測したとき 2. 住民生活課長が必要と認めた場合	1. 対策部の設置の検討。 2. 町内の被害状況の確認。 3. 地震情報の収集・伝達。 4. その他、住民生活課長が必要と判断する事項。	室長住民生活課長 室員 消防長 " 総務課長 " 建設課長 事務局
五城目町 災害準備 室	第1 配備	住民生活課 室 (住民生活課)	1. 町域で震度3の地震を観測したとき 2. 住民生活課長が必要と認めた場合	1. 地震情報の収集・伝達。 2. その他、住民生活課長が必要と判断する事項。	室長住民生活課長 室員 住民生活課防災 担当

2. 風水害等

町長は、町の区域に災害（風水害及び事故災害）が発生し、又はその被害が拡大するおそれがある場合で、必要と認めたときは、災害対策本部等を設置する。

また、災害の初期段階における対応が、その後の防災対策の成否を大きく左右することから台風の襲来、長時間の降雨等の場合は、この段階で警戒のための体制をとることが極めて重要であり、災害対策本部（第4配備）の設置前の体制として災害準備室（第1配備）、災害警戒対策室（第2配備）、災害警戒対策部（第3配備）を次のとおり設置するものとする。

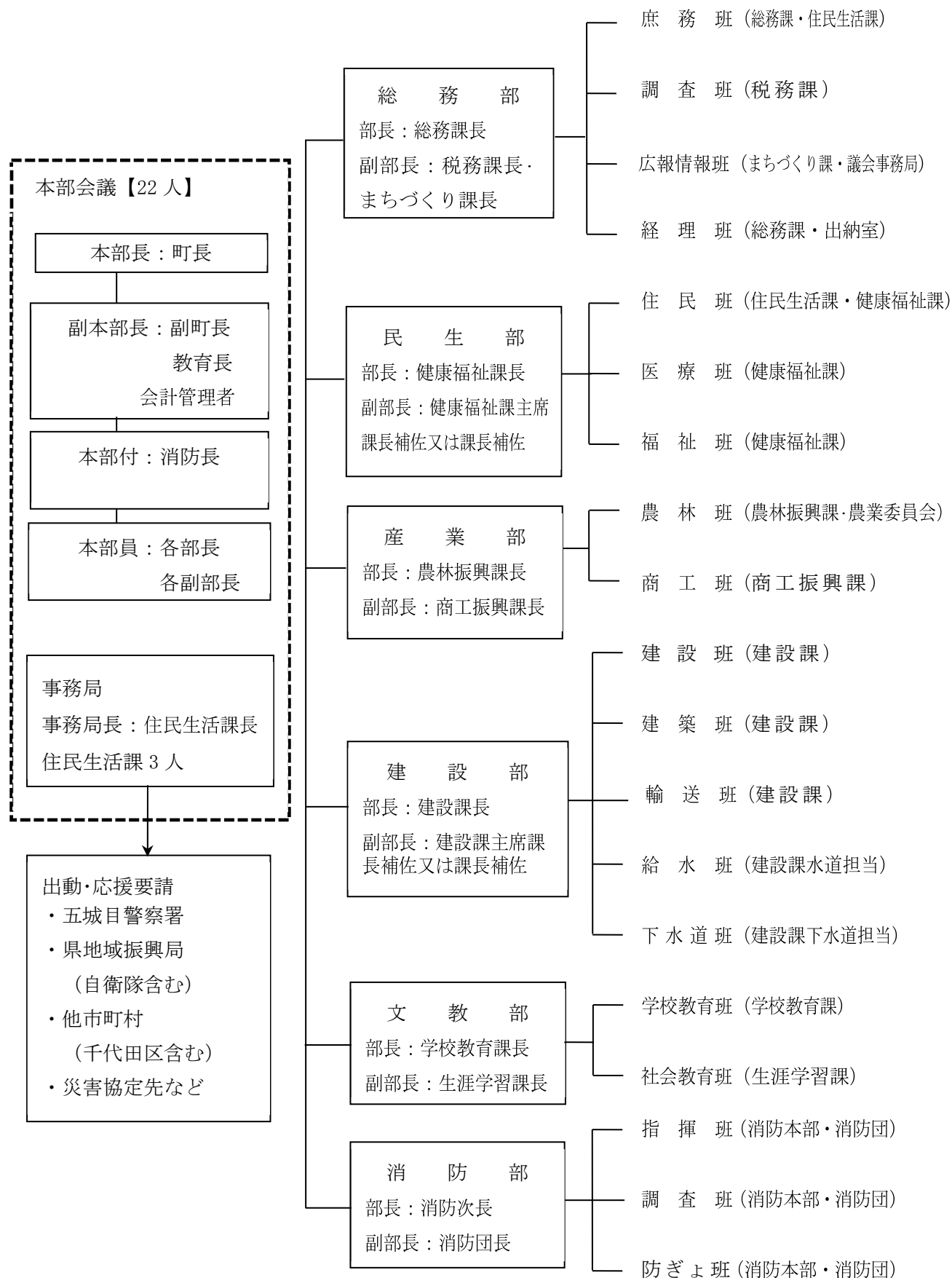
名称	配備	設置場所 (事務局)	設置基準	主要業務	本部会議等の 構成員
五城目町 災害対策 本部	第4 配備	正庁 (住民生活課)	1. 多くの家屋で床上浸水が確認されたとき 2. 町域に大雨、暴風、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表される可能性があるとき 3. 住民の生命、身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生するおそれがあるとき、又は発生し被害が拡大するおそれがあるとき 4. <u>避難情報</u> 等の避難対策を実施する場合 5. 災害救助法を適用する程度の災害が発生したとき 6. 町長が必要と認めた場合	1. 対策部においては、対策本部の設置の検討。 2. 部員は、本部長又は警戒対策部長の命を受け、所掌する業務。 3. 班職員は、当該部員の指示を受け、被害の発生に備えるとともに、所掌する業務の遂行。 4. 関係機関との連絡調整。	本部長 町長 副本部長 副町長 " 教育長 " 会計管理者 本部付 消防長 部員 各部長 " 各副部長 事務局
五城目町 災害警戒 対策部	第3 配備	正庁 (住民生活課)	1. 多くの家屋で床下浸水が確認されたとき 2. 町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合 3. 相当規模の災害が発生し拡大するおそれがある場合 4. 副町長が必要と認めた場合		部長 副町長 副部長 教育長 " 会計管理者 部付 消防長 部員 各部長 " 各副部長 事務局
五城目町 災害警戒 対策室	第2 配備	大庁議室 (住民生活課)	1. 町域に大雨、洪水、暴風、暴風雪その他気象に関する警報等が発表され、被害のおそれがある場合 2. 住民生活課長が必要と認めた場合	1. 対策部の設置の検討。 2. 気象情報・河川水位等の収集・伝達。 3. その他、住民生活課長が必要と判断する事項。	室長住民生活課長 室員 消防長 " 総務課長 " 建設課長 事務局
五城目町 災害準備 室	第1 配備	住民生活課 室 (住民生活課)	1. 町域に大雨、洪水の気象に関する警報が発表されたとき 2. 住民生活課長が必要と認めた場合	1. 気象情報・河川水位等の収集・伝達。 2. その他、住民生活課長が必要と判断する事項。	室長住民生活課長 室員 住民生活課防災担当

第4 町災害対策本部等の職務代行

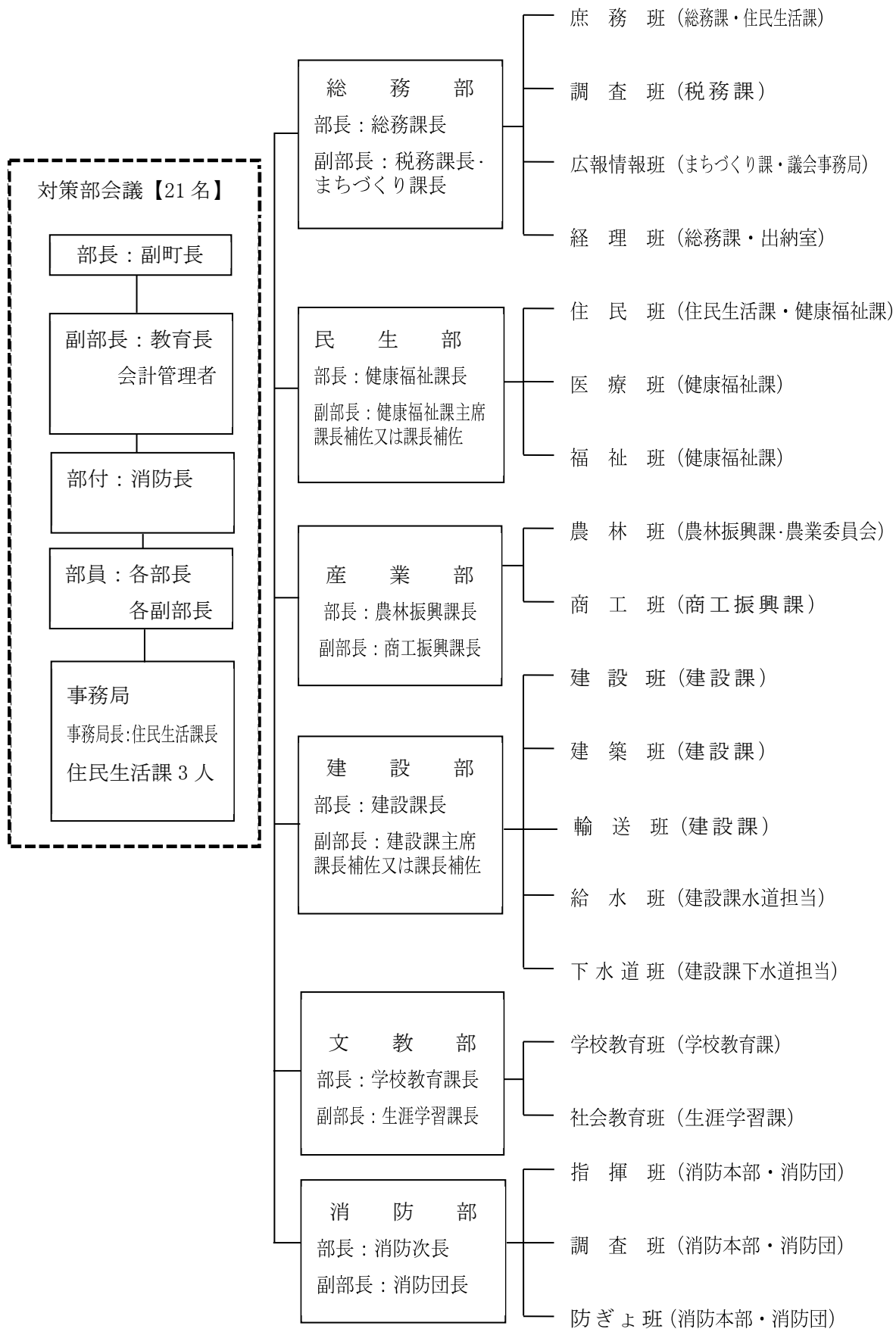
災害準備室	特に設けない。
災害警戒対策室	住民生活課長が不在の場合：1 総務課長、2 消防長、3 建設課長
災害警戒対策部	副町長が不在の場合：1 教育長、2 総務課長、3 消防長
災害対策本部	町長が不在の場合：1 副町長、2 教育長、3 総務課長

第5 町災害対策本部等の組織図

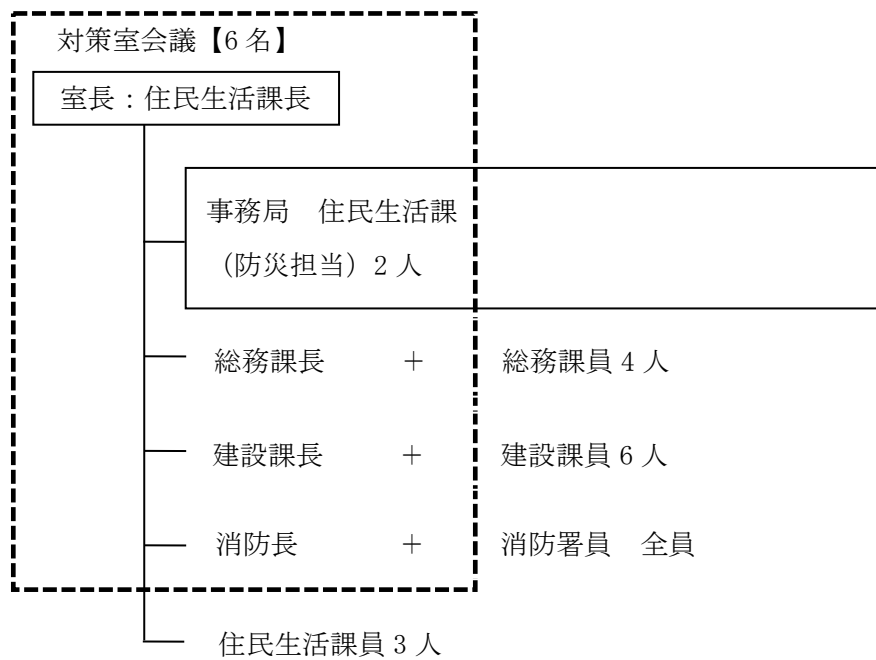
1. 災害対策本部（第4配備）の組織図



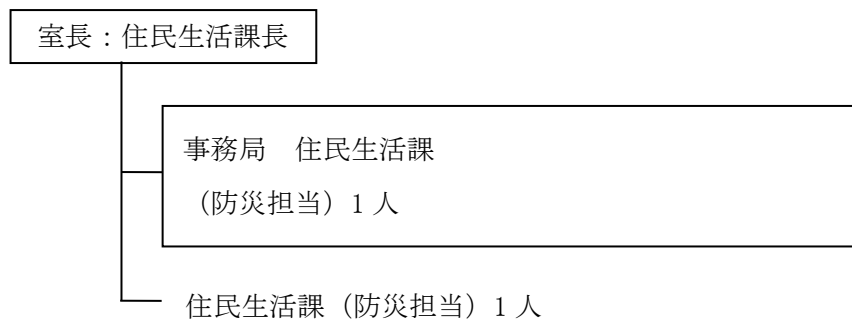
2. 災害警戒対策部（第3配備）の組織図



3. 災害警戒対策室（第2配備）の組織図



4. 災害準備室（第1配備）の組織図



第6 町災害対策本部等の各課室の事務分担表と会議

1. 災害対策本部（第4配備）と災害警戒対策部（第3配備）の事務分担表

部	班	業 務 内 容
本 部 長 (部長)		災害対策本部（警戒対策部）の業務を総括し、指揮監督命令する。
副本部長 (副部長)		本部長（部長）を補佐する。
事務局 【事務局長】 住民生活 課長	事務局員 (住民生活課) 3人	- 本部（部）の庶務及び本部会議に関すること。 - 県その他関係機関との連絡に関すること。 - 県知事及び他市町村などに対する出動・応援要請に関すること。
総 務 部 【部長】 総務課長 【副部長】 税務課長 まちづくり課長	庶 務 班 (総務課) (住民生活課)	- 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 - 気象情報・河川水位情報等の収集・分析に関すること。 - 動員及び非常招集に関すること。 - 各部の総合連絡調整に関すること。 - 災害応急対策の立案に関すること。 - 災害救助法関係事務に関すること。 - 警戒区域の設定に関すること。 - 避難情報等の発令に関すること。 - 災害に関する公示及び被害状況の報告に関すること。 - 災害の総括に関すること。 - 公共施設（建物など不動産）などの統括について。 - その他ほかの部（班）に属さないこと。
	調 査 班 (税務課)	【詳細調査】人（死傷者・行方不明者含む）の被害状況の調査及び確認に関すること。※発生後の現場確認を含む詳細な調査を想定。 【詳細調査】建築物（住家等）の被害調査に関すること。※発生後の現場確認を含む詳細な調査を想定。 - 行方不明者の相談所の開設について。 - 被災者の調査把握（被災者台帳の作成含む）に関すること。（消防本部と連携） - 危険区域の調査に関すること。 - 罹災証明の発行に関すること。（消防本部への協力として：必要に応じて消防部調査班をサポートする。） - その他災害調査全般に関すること。 - 税の減免措置に関すること。

部	班	業 務 内 容
	広報情報班 (まちづくり課) (議会事務局)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 【概算調査】人(死傷者・行方不明者含む)の被害状況の調査及び確認に関すること。※発生後のおおまかな調査を想定。速報性重視。 3. 【概算調査】建築物(住家等)の被害調査に関すること。※発生後のおおまかな調査を想定。速報性重視。 4. 各班からの情報の収集、整理及び提供に関すること。 5. 被害状況の取りまとめに関すること。 6. 災害広報・広聴活動に関すること。 7. 報道機関への連絡に関すること。 8. 災害記録(写真等)に関すること。 9. 住民の要請及び陳情に関すること。 10. 町内会等への連絡に関すること。 11. その他連絡全般に関すること。
	経 理 班 (総務課) (出納室)	1. 災害に伴う予算経理に関すること。 2. 義援金(見舞金)に関すること。 3. 補助、金融に関すること。 4. 物件の損害保障に関すること。 5. 調達及び支援物資の収納、保管及び配分に関すること。 6. 災害時における町有物件(動産)の管理に関すること。 7. その他経理全般に関すること。
民 生 部 【部長】 健康福祉課長 【副部長】 健康福祉課主席課長補佐又は課長補佐	住 民 班 (住民生活課) (健康福祉課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 避難所及び避難者の管理に関すること。 3. 避難者名簿の作成に関すること。 4. 炊出しその他の食糧並びに救助物資の給貸与に関すること。 5. 生活必需品の調達に関すること。 6. 遺体の収容、安置所(兼検視場所)及び埋火葬に関すること。 7. 被災者の生活相談、援護に関すること。 8. 災害弔慰金法(災害弔慰金など)に関すること。 9. 被災者生活再建支援法(被災者生活再建支援など)に関すること。 10. 被災地のし尿処理及び仮設トイレの設置に関すること。 11. 被災地の清掃及び災害廃棄物処理に関すること。 12. 被災地の環境(モニタリング含む)に関すること。 13. 被災地の防犯に関すること。 14. ペットに関すること。
	医 療 班 (健康福祉課)	1. 救護所の開設に関すること。 2. 医療救護班の編成に関すること。 3. 医療器具並びに医療品の調達配分に関すること。 4. 傷病者の医療措置に関すること。 5. 感染病患者の収容に関すること。 6. 防疫・保健衛生に関すること。 7. 検疫に関すること。 8. 協力医療機関との連絡調整に関すること。 9. 避難者(指定避難所外の避難者を含む)の身体及び心のケアに関すること。 10. 医療ボランティアに関すること。 11. その他医療、救護全般に関すること。

部	班	業 務 内 容
	福 祉 班 (健康福祉課)	1. 避難行動要支援者の避難及び安否確認に関する事。 2. 要配慮者の支援に関する事。 3. 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 4. 社会福祉協議会及びその他団体との連絡調整に関する事。 5. 社会福祉施設への支援に関する事。 6. 被災園児等の避難及び安全に関する事。 7. 災害ボランティアに関する事。
産 業 部 【部長】 農林振興課長 【副部長】 商工振興課長	農 林 班 (農林振興課) (農業委員会)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 農地及び農業用施設の応急対策並びに被害調査に関する事。 3. 農作物及び森林の応急対策並びに被害調査に関する事。 4. 農薬、肥料及び家畜飼料の確保、斡旋に関する事。 5. 家畜伝染病予防対策並びに施設の復旧に関する事。 6. 応急用米穀、そ菜など食料の調達、斡旋に関する事。 7. 林業被害対策、復旧用木材の斡旋に関する事。 8. 農林畜産関係の補助、融資、起債等に関する事。 9. 農作物及び森林罹災証明に関する事。 10. その他農林の全般に関する事。
	商 工 班 (商工振興課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 商工業関係の被害調査に関する事。 3. 商工業関係の補助及び融資等に関する事。 4. 災害時における労働力の確保及び被災失業者の職業相談に関する事。 5. 災害対策に要する資材、物資の所有業者の把握及び調達に関する事。 6. 金融に関する調査及び対策に関する事。 7. 物資流通並びに物価安定対策に関する事。 8. その他商工全般に関する事。
建 設 部 【部長】 建設課長 【副部長】 建設課主 席課長補 佐又は課 長補佐	建 設 班 (建設課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 道路及び河川、土砂災害危険箇所に関する情報の収集について。 3. 土木被害調査に関する事。 4. 交通確保及び人命救助のための障害物の除去に関する事。 5. 道路交通の確保及び通行不能箇所等の表示に関する事。 6. 土木災害の応急及び復旧対策に関する事。 7. 土木技術者及び従事者の確保に関する事。 8. その他土木全般に関する事。
	建 築 班 (建設課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 建築物の被害調査に関する事。 3. 町有建築物並びに施設、設備の応急復旧対策に関する事。(各施設管理者への支援ほか。) 4. 避難所及び救護所の建設、補修に関する事。 5. 被災者に対する住宅等の提供などの住宅支援に関する事。 6. 応急仮設住宅の建設並びに住宅応急修理に関する事。 7. 建設技術者及び従事者の確保に関する事。 8. 住宅建築の融資に関する事。 9. その他建築全般に関する事。

部	班	業 務 内 容
	輸 送 班 (建設課)	1. 遺体の輸送に関する事。 2. 避難者及び傷病者の輸送に関する事。 3. 災害活動従事者及び医療従事者の輸送に関する事。 4. 救援物資の輸送に関する事。 5. 応急及び復旧のための資器材の輸送に関する事。 6. 輸送車両の調達に関する事。 7. その他輸送全般に関する事。
	給 水 班 (建設課水道担当)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 飲料水の確保及び供給に関する事。 3. 給水車両の調達に関する事。 4. 水道施設の応急及び復旧対策に関する事。 5. 水道施設技術者及び従事者の確保に関する事。 6. 被災地の水道施設の衛生維持に関する事。 7. その他給水、水道施設全般に関する事。
	下水道班 (建設課下水道担当)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 下水道施設・設備の応急復旧対策に関する事。 3. 下水道技術者及び従事者の確保に関する事。 4. その他下水道全般に関する事。
文 教 部 【部長】 学校教育課長 【副部長】 生涯学習課長	学校教育班 (学校教育課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 被災児童生徒の避難及び救護に関する事。 3. 学校施設に対する集団避難の受入対策に関する事。 4. 臨時校舎の開設及び応急教育に関する事。 5. 保健衛生及び学校給食施設の保全措置に関する事。 6. 教科書及び学用品の調達、配分に関する事。 7. その他災害時における学校教育全般に関する事。
	社会教育班 (生涯学習課)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 社会教育施設及び文化財の被害調査に関する事。 3. 社会教育施設及び文化財の保全、復旧措置に関する事。 4. 社会教育施設に対する集団避難の受入対策に関する事。 5. その他災害時における社会教育全般に関する事。
消 防 部 【部長】 消防次長 【副部長】 消防団長	指 揮 班 (消防本部) (消防団)	1. 第一次動員及びその訓練計画に関する事。 2. 消防部隊の指揮運用に関する事。 3. 災害現場の連絡調整に関する事。 4. 消防応援要請（緊急消防援助隊ほか）に関する事。 5. その他警防活動全般に関する事。
	調 査 班 (消防本部) (消防団)	1. 各課所管施設の被害調査及び応急対策に関する事。 2. 被害調査に関する事。（他部に属するものを除く。） 3. 被災原因の調査に関する事。 4. 罹災証明の発行に関する事。（必要に応じて総務部調査班のサポートを受ける。） 5. 災害現場の情報収集に関する事。 6. その他警防調査に関する事。

部	班	業 務 内 容
	防ぎょ班 (消防本部) (消防団)	1. 気象情報・河川水位情報等の収集・分析に関する事。 2. 火災気象通報・火災警報等の発令に関する事。 3. 災害の予防、警戒並びに防ぎょに関する事。 4. 避難誘導に関する事。 5. 被災者の救出・救助並びに行方不明者の捜索に関する事。 6. 警防資器材の整備点検、調達及び輸送に関する事。 7. 警報指示並びに指令等の一般住民への伝達に関する事。 8. 危険物施設、特定防火対象物等に対する指導並びに応急措置に関する事。

(注) 1 分掌事務には、その他本部長（部長）が指示する事項も含まれるものとする。

2 災害警戒対策部については、定期的に町長へ状況を報告する。

2. 災害警戒対策室（第2配備）事務分担表

災害警戒対策室	業 務 内 容
室 長 (住民生活課長)	災害警戒対策室の業務を総括し、指揮監督命令する。
事務局 (住民生活課防災担当) 2 人	1. 対策室の庶務及び会議に関する事。 2. 地震情報、気象情報・河川水位等の収集・伝達に関する事。 3. 災害が発生したときは、程度に応じて災害警戒対策部（第3配備）、災害対策本部（第4配備）へ移行措置できるよう準備する。
総務課・建設課 消防本部・住民生活課	1. 災害情報の収集・伝達に関する事。

(注) 1 分掌事務には、室長が指示する事項も含まれるものとする。

2 災害警戒対策室については、定期的に町長・副町長へ状況を報告する。

3. 災害準備室（第1配備）事務分担表

災害準備室	業 務 内 容
室 長 (住民生活課長)	災害準備室の業務を総括し、指揮監督命令する。
事務局 (住民生活課防災担当) 1 人	1. 対策室の庶務及び会議に関する事。 2. 災害の発生が懸念される場合は、災害警戒対策室（第2配備）へ移行措置できるよう準備する。
住民生活課防災担当	1. 地震情報、気象情報・河川水位等の収集・伝達に関する事。 2. 防災関係機関（気象台含む）等との連絡調整。

(注) 1 分掌事務には、室長が指示する事項も含まれるものとする。

2 災害準備室については、定期的に町長・副町長へ状況を報告する。

4. 災害対策本部会議

災害対策本部の組織及び任務は、「五城目町災害対策本部条例」の定めるところにより、災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示、総合調整を行うために本部会議を招集する。

また、災害対策本部会議の会議次第は、おおよそ次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 会 議

1. 開 会
2. 報告事項
 - (1) 気象情報及び災害情報
 - (2) 配備体制
 - (3) 各対策部の措置事項
3. 協議事項
 - (1) 応急対策への指示
 - (2) 各対策部間の調整事項についての指示
 - (3) 他市町村に対する応援要請の要否
 - (4) 自衛隊に対する災害派遣要請の要否
 - (5) 災害救助法適用申請の要否
 - (6) 被害状況視察隊編成の決定
 - (7) 被害者に対する見舞金品給付の決定
 - (8) 次回本部会議開催予定日時の決定
4. 閉 会

第7 町災害対策本部等への移行措置

災害警戒対策部長（副町長）又は災害警戒対策室長若しくは災害準備室長（住民生活課長）は、被害の拡大や気象状況等の悪化により、現在の体制より上位の体制による応急対策の実施等の必要があると認める時は、当該上位の体制の設置権者に対して体制の移行を具申し、これにより上位の体制が設置された時は、同時に現在の体制を廃止する。

また、上位の体制が自動設置される災害が発生した時も、同様とする。

第8 災害対策本部等の廃止

災害対策本部長（町長）、災害警戒対策部長（副町長）又は災害警戒対策室長若しくは災害準備室長（住民生活課長）は、被害が発生する又は更に被害が拡大するおそれがないと認められる場合は、災害対策本部等を廃止する。

第9 留意事項

災害対策本部を設置した場合は、県総合防災情報システム等を通じて県に通知し、さらに五城目警察署にも連絡する。また、報道機関や秋田県情報集約配信システム（Ｌアラート）などを通じて町民に周知する。

上記は、災害対策本部等を廃止したときも同様とする。

第10 複合災害発生時の体制等

複合災害が発生した場合は、班を越えた協力体制や事務局体制の強化等により、災害対応力の強化に努めるものとする。

また、災害対応に当たる要員や資機材等について、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

第11 防災行動計画（タイムライン）の作成

県及び町は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとする。

◆第5編 資料編 「1-4 五城目町災害対策本部条例」

第6節 職員の動員計画

第1 計画の考え方

災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集するため動員の基準、動員のための伝達系統を定め、その活動を迅速かつ的確に行なえる体制を確立する。

第2 職員の動員

1. 動員基準

動員基準は、別表1のとおりとする。

2. 要員の指名

- (1) 動員数は、災害の種類、規模等により適宜増減する。
- (2) 動員の原則は全職員を対象とするが、動員基準に基づき、必要とする要員を指名する。
- (3) 指名の事務については、毎年度、定期人事異動後速やかに実施するものとし、総務課で担当する。
- (4) 指名に当たっては、勤務地と居住地との距離、交通手段、登庁のための所要時間等について留意する。

3. その他

動員職員に指定されていない職員においても、自ら積極的に災害情報を収集し、災害対策本部等に報告する責務を有するものとする。

4. 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装・携行品

職員は、参集に当たって、安全な服装等を着用するとともに、身分証明書、筆記用具、飲料水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。

(2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上に、火災、人身事故等の現場に遭遇したとき、可能な限り、最寄りの消防署、警察署等に通報するとともに、人命救助等適切な措置に努める。

(3) 参集時の情報収集

職員は、参集時に、居住地周辺や参集経路における被害状況の概況、その他の災害情報を収集し広報情報班（まちづくり課・議会事務局）に報告する。

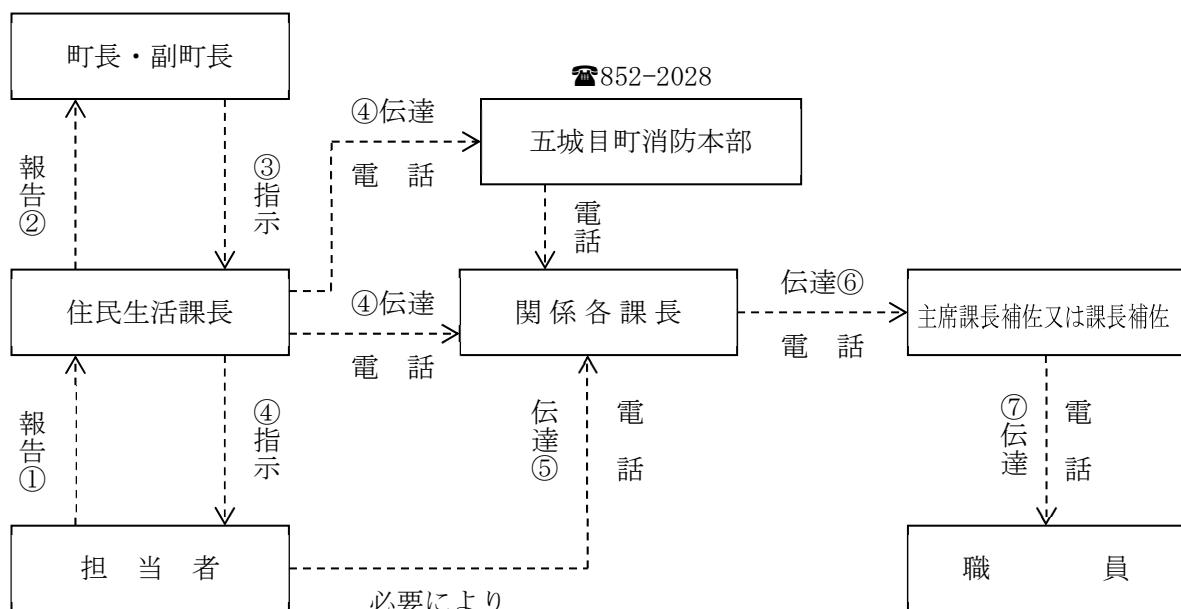
別表1 動 員 基 準

配 備 区 分		災害準備室	災害警戒対策室	災害警戒対策部	災害対策本部
部・課・係名等		第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備
町 長					○
副 町 長				○	○
教 育 長				○	○
会計管理者				○	○
消防長			○	○	○
消防団長				○	○
住民生活課長		○	○	○	○
事務局員（住民生活課）		1	2	3	3
総務部	住民生活課	1	3	5	全 職 員
	総 務 課		5 ※課長含む	7 ※課長含む	
	税務課			4 ※課長含む	
	まちづくり課			7 ※課長含む	
	議会事務局・出納室			3 ※事務局長・室長含む	
民生部	住民生活課（衛生担当）			2	
	健康福祉課			6 ※課長含む	
産業部	農林振興課			8 ※課長含む	
	農業委員会			1	
	商工振興課			4 ※課長含む	
建設部	建設課		4 ※課長含む	7 ※課長含む	
	建設課（上下水道担当）		3	5	
文教部	学校教育課			5 ※課長含む	
	生涯学習課			5 ※課長含む	
消防部	消 防 本 部		全 職 員	全 職 員	
合 計 ※合計には、消防長以外の消防本部職員の数は含まず。		3	19	78	

第3 動員指示の伝達系統

動員指示の伝達系統は、次のとおりとする。ただし、職員は勤務時間外等に災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った時（例えば、震度3以上の地震、大雨・洪水の警報が発表など。）は、動員の指示を待たずに自らの判断により登庁するものとする。また、動員伝達者及び動員要員に指名されている者は、常にその所在を明らかにしておくものとする。

併せて、登録制メールによる伝達手段も積極的に検討していく。



第4 従事命令等

1. 応急措置事項

災害発生時、応急措置（災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号：以下の（1）～（6））を実施するため特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第71条、災害救助法第7条から第10条の規定による知事の従事命令（医療、土木建築工事又は輸送関係者に対する従事命令、協力命令、物資の保管命令など）については、その一部について町長が従事命令等を発することができる。（災害対策基本法施行令第19条）

- (1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (5) 緊急輸送の確保に関する事項
- (6) 災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

2. 従事命令等の種類

従事命令等の種類は次のとおりである。なお、協力命令を除き、従事命令等を発する場合には、公用令書を交付して行う。（災害対策基本法第81条）

(1) 従事命令

救助を行うため特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。(災害救助法第7条第1項)

(2) 協力命令

救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。(災害救助法第8条)

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

救助を行うため、特に必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。(災害救助法第9条第1項)

第5 体制の整備

町、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとする。加えて、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保に努めるものとする。

また、併せて、県及び町は、災害応急対策への協力が期待される建設企業の担い手の確保・育成を支援するものとする。

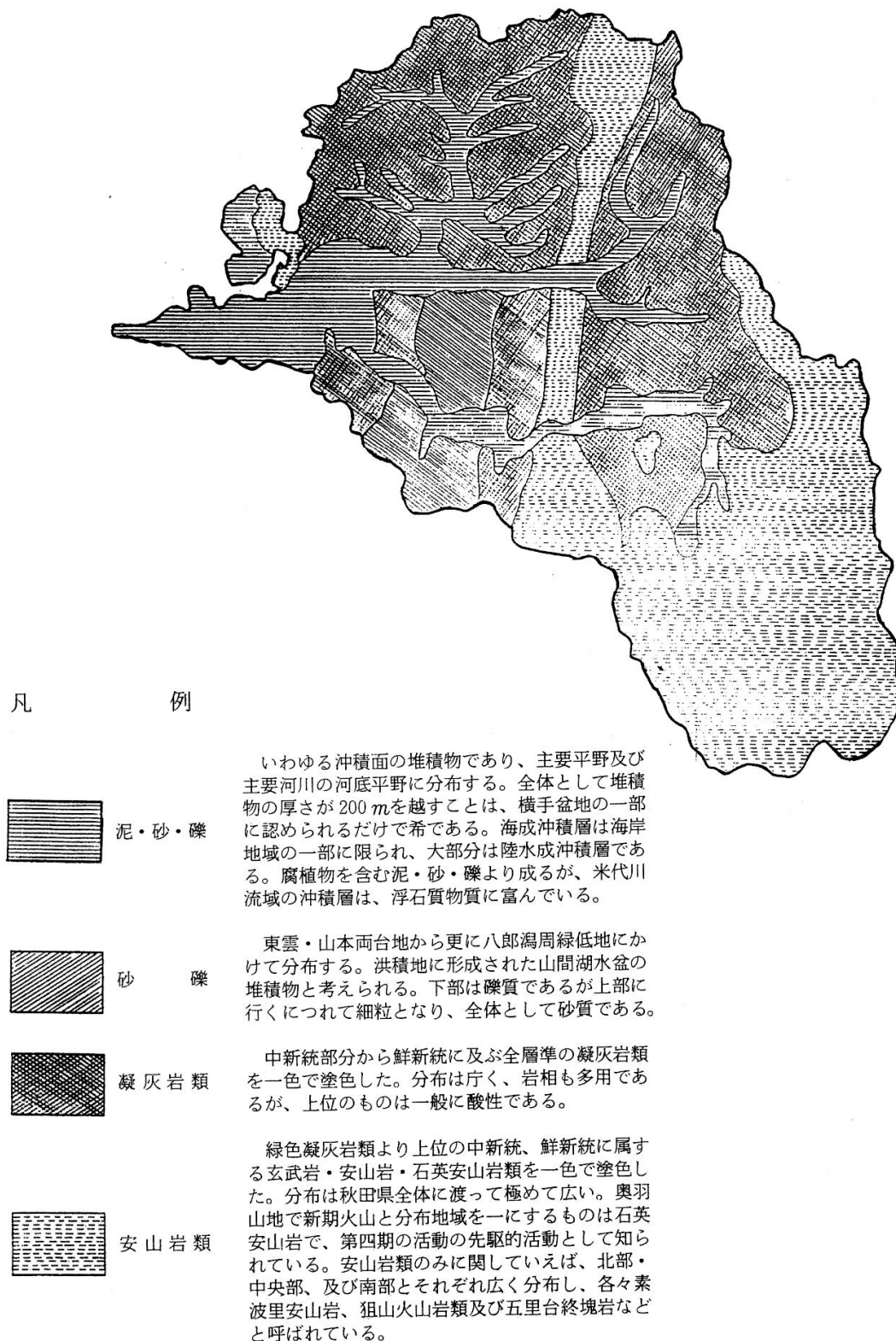
山 名	標 高 (m)
馬 場 目 岳	1,037.0
森 山	325.4
湯 ノ 越 山	209.8
赤 倉 山	397.8
薬 師 山	394.9

3. 河 川

河 川 名 (2 級河川)	延 長 (m)	平 均 幅 員 (m)
馬 場 目 川	47,518	40
富 津 内 川	16,254	10
内 川 川	6,800	7
高 千 川	2,200	5
滝 の 下 川	4,700	5

4. 地 質

本地域に分布する地質は、下位から新第三紀中新世の小谷沢層および砂子刈層、女川層、船川層、および天徳寺層、鮮新世の笹岡層、第四紀洪積世の鮪川層、潟西層および段丘堆積物、沖積層からなる。火成岩類としては、流紋岩、石英安山岩、安山岩、粗粒玄武岩、玄武岩および石英閃緑岩の活動がみられる。（次図参照）



5. 気 象

本町は日本海側の気候を示し、夏は太平洋高気圧、冬はシベリア高気圧の動向によって天気は左右される。

春（3～5月）は移動性高気圧に覆われ晴れの日が多い。降水量は一年のうちで最も少ないが、雪は4月でも積もることがある。毎日の気温の上昇が大きく、3月に3.1℃だった月平均気温が5月には14.5℃となる。

夏（6～8月）は6月・7月は梅雨のため曇りの日が続く。年間でもっとも月降水量が多いのは7月の191.8mmであるが、この時期は太平洋側の地域と比べると日照時間が多い。8月は太平洋高気圧に覆われ晴れの日が続き、一年で最も暑く月平均気温は24.1℃である。強い日射しと上空の寒気によって雨雲が発達するため、降水量は7月並に多い。

秋（9～11月）は9月・10月は晴れと曇り、周期的に変化する。9月は米の収穫時期を迎えるが、台風の襲来がもっとも心配される時期でもある。気温の下降が大きく、9月に19.9℃だった月平均気温が11月には7.2℃となる。11月に入るとしぐれる日が多くなり下旬には雪が積もることもある。

冬（12月～2月）は冬型の気圧配置が続き西の風が強い。雪の日が多く日照時間は非常に少ない。月平均気温は1月が最も低く-0.5℃である。12月から2月の月降水量は100mmを超え、雪も多い。平成18年豪雪では、1月5日（木）に月最深積雪（月における最大の積雪）137cmを記録、観測史上1位となった。

（気象データ：気象庁の観測データ 1991～2020年の30年間を使用）

【観測史上1～3位のデータ（令和6年11月分まで）】

順位／要素名	日降水量 (mm)	日最大 1時間 降水量(mm)	月最深 積雪 (cm)	日最高 気温 (℃)	日最低気温 (℃)	日最大瞬間風 速・風向(m/s)
1位	<u>151.0</u> <u>R4.8.12</u>	<u>69.0</u> <u>R4.8.12</u>	137 H18.1.5	<u>38.1</u> <u>R2.9.3</u>	-14.4 S56.1.14	30.5・南西 H24.4.4
2位	<u>150.5</u> <u>H30.5.18</u>	<u>60.0</u> <u>H23.7.28</u>	119 H25.2.25	<u>38.1</u> <u>R1.8.15</u>	-14.2 S63.2.22	<u>25.2・南南西</u> <u>R3.1.7</u>
3位	<u>147</u> <u>S54.8.26</u>	<u>57</u> <u>H18.8.18</u>	112 H18.2.12	<u>38.0</u> <u>R5.8.9</u>	-13.2 S52.1.2	<u>25.0・南南西</u> <u>H29.9.18</u>

（気象データ：気象庁の令和6年11月までの観測データ（統計期間は個別に異なる）を使用。）

6. 社会的条件

(1) 人 口

本町の人口は、令和2年国勢調査において 8,538人、人口密度は約 39.7人／km²であり、昭和35年国勢調査20,025人をピークに人口の減少が続いている。

また、1世帯当たりの人口は昭和25、30年の国勢調査で6.0人をピークに減少し、令和2年では2.5人となっており、1家族内での互助力も低下している。加えて、総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合は、平成17年で33.2%、平成22年で37.0%、平成27年で41.8%、令和2年で47.3%と、確実に人口の高齢化が進んでおり限界集落も増えていることから、これらの状況に配慮した災害対策や福祉的支援が必要となってきた。

(2) 産業構造

令和2年国勢調査までの労働人口及び産業別就業者数の構成比の推移をみると、就業構造は第

3 次産業が中心であり、令和 2 年には町内就業者（4,064 人）の半数以上（2,574 人）が第 3 次産業に従事している。

(3) 道路

高速交通体系は、秋田自動車道が南北に縦断し、秋田空港から 45 分程度の距離である。この他、五城目町と能代市、秋田市などを結ぶ国道 7 号が南北に、本町と北秋田市を結ぶ国道 285 号が東西に走っている。

主要地方道は能代五城目線、秋田八郎潟線の 2 路線、一般県道は真坂五城目線、三倉鼻五城目線、杉沢上小阿仁線の 3 路線があり、本町と近隣市町村を結ぶネットワークを形成している。

(4) 公共交通

公共交通機関としては、本町の大川地区を南北に横断している J R 奥羽本線が秋田～八郎潟間を 30 分ほどで運行しており、最寄りの駅は隣町の八郎潟駅（八郎潟町）、井川さくら駅（井川町）となっている。

なお、八郎潟駅から本町の中心部のバスターミナルまで、秋田中央交通㈱の路線バスが運行しているほか、バスターミナルから J R 秋田駅西口までの路線バスも運行されている。

(5) 土地利用の状況

土地利用状況は、森林が約 83. 2%と最も高い構成比であり、続いて農用地が約 8. 5%となっていることから、自然豊かな町である。一方、過疎化、高齢化による人口減少により、宅地が減少する傾向にある。（秋田県国土利用計画管理運営資料：平成 30 年度数値より）

第 2 過去の主な災害

災害は自然災害と事故災害に分けられるが、本町の過去における自然災害を見ると、その規模、被害額において、集中豪雨、台風、雪害等が大きい。また、地震災害については、記録の残るところ特に際立った地震被害は発生しておらず、昭和 58 年の日本海沿岸海域を震源とする日本海中部地震（本町震度 5）、平成 23 年の太平洋側海域を震源とする東北地方太平洋沖地震（本町最大余震 5 弱）での被害は少ない。

事故災害としては火災が上げられるが、消防組織の強化と町民の防火意識の高揚で被害を最小限にとどめている。

以下に過去の主な自然災害について記述する。詳しくは、第 5 編資料編を参照。

◆第 5 編 資料編 「25-1 過去の主な一般災害記録」

1. 自然災害

(1) 水 害

昭和 47 年 7 月 7 日から 9 日にかけて大雨となり、馬場目川の警戒水位 1.82m に対して、3.1m に達し、総雨量 127.5 mm を記録するなど、各地で 100 mm を超える雨量となった。このため馬場目川をはじめ各河川が氾濫し、橋の流失 2 橋、床上浸水 4 棟、床下浸水 30 棟、田畑流失・冠水 126.4ha 等の被害がでた。

近年では、平成 19 年 9 月 16 日から 17 日にかけて大雨となり、馬場目川（久保）の氾濫危険水位 3.4m を超過、4.22m に達し、総雨量 186 mm を記録し、馬場目川など各河川が氾濫し、床上浸水 5 棟、床下浸水 26 棟、田畑の流失・冠水 289ha 等の被害がでた。

また、平成 25 年 9 月 16 日の朝方から夜にかけて大雨となり、馬場目川（久保）の氾濫危険水位

3.4mを超過、最大で4.01mに達した。被害が顕著であったのは、内川川、富津内川の氾濫によるものであったが、本町部の国道285号を含む一部や大川地区などでも排水不良による内水氾濫があった。主な被害としては、床上浸水3棟、床下浸水26棟、田畑の流失・冠水5ha等の被害がでた。

令和5年7月14日から18日にかけては、梅雨前線が日本海から東北北部に停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み続けたことにより、県内では総降水量が多いところで400ミリを超え、72時間雨量では、6つの観測所で史上1位という記録的な大雨となった。町においては、馬場目川、内川川が氾濫したほか、死者1名の人的被害、半壊345棟、床上浸水67棟、床下浸水196棟の計608棟の住宅被害が発生した。

さらに、3,495戸が断水し、自衛隊や海上保安庁に給水支援を要請するなど、住民生活に多大な影響を及ぼした。

(2) 雪 害

昭和48年12月3日に降った雪が根雪となり、昭和49年にかけ断続的に降雪が続き、昭和49年1月27日現在で積雪156cmとなり、交通機関は運休状態、また、交通機能は完全にマヒし、町民の生活に多大な影響を及ぼした。

近年では、積雪は平年並みとの長期予報の中、平成17年12月下旬から降り続いた雪が根雪となり、平成18年1月4日には降雪量76cm、積雪58cm翌5日には降雪量72.5cm、積雪133cmとなり、道路除雪も追いつかず交通機能は完全にマヒし、また、豪雪により深刻な事故、被害が発生した。(平成18年豪雪被害 家屋等30件、公共施設14件、農業生産施設等25棟、油漏れ事故7件)

(3) 風 害

平成3年9月28日明朝、台風19号の通過により、住家、非住家合わせて611棟余りに被害が出た。また各地で倒木被害があり、公共施設も73件に上る被害を受けた。

(4) 地 震

昭和58年5月26日正午、日本海沿岸海域を震源とするマグニチュード7.7の日本海中部地震が発生。本町は震度5を観測。液状化現象も発生。この地震により、住家半壊5棟、非住家半壊42棟、非住家一部破損26棟、道路決壊15箇所にかかる被害を受けた。

2. 事故災害

(1) 火 災

大正10年10月31日、川原町より出火、244棟全焼、9棟半焼。また、昭和41年5月7日、富田で28棟全焼の火災が発生した。

近年では、平成12年4月18日、田町より出火、6棟全焼、1棟半焼、1棟部分焼の火災が発生している。

第8節 五城目町の被害の想定

災害は自然災害と事故災害に分けられるが、自然災害については、本町の地理的、気象的な条件のほか、実際、数年に一度、豪雨、台風、洪水等の災害に見舞われていることから、今後もこれらの自然現象による大災害、すなわち災害救助法を適用し、又は同法を適用するに至らないまでも、これに準ずる程度の大被害は十分に予想される。また、地震災害については、県内にも多数の活断層が存在し、過去に100名以上の死者がでる地震が度々発生している。本町においては、記録の残る過去に特に際立った被害はないものの、内陸型の直下型地震がもっとも懸念され、本町に存在する【北口断層（26km）】と【五城目断層（4km）】による地震が危惧される。

事故災害については、消防力の向上と、住宅の耐火性能など技術の向上で減少する面もあると思われるが、今後も生活様式の変化にともなって新たな災害の発生も予想される。

これらの災害の予想をした時、もっとも被害が甚大になる可能性があるのは、直下型の地震被害であり、本町においてはもっとも脅威となる。したがって、以下の1. 自然災害（3）地震災害の被害想定において、詳しく定量的に示すとともに、これ以降の本地域防災計画内の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画を作成する際に念頭において作成している。

1. 自然災害

（1）風水害

①台風、大雨、洪水災害

馬場目川水系（馬場目川、富津内川、内川川）の想定最大規模降雨（1000年に1度の降雨）による災害を想定する。

②土砂災害

土砂災害警戒区域において、土砂災害警戒情報が発表され避難情報が出されたあと、斜面の崩落、土石流の発生により住家が巻き込まれ、多数の死傷者と行方不明者が発生する災害を想定する。

（2）雪害

平成18年1月5日の大雪程度の降雪により、交通網の遮断（孤立集落の発生）、住家・非住家・農業施設などが倒壊する災害を想定する。

（3）地震災害

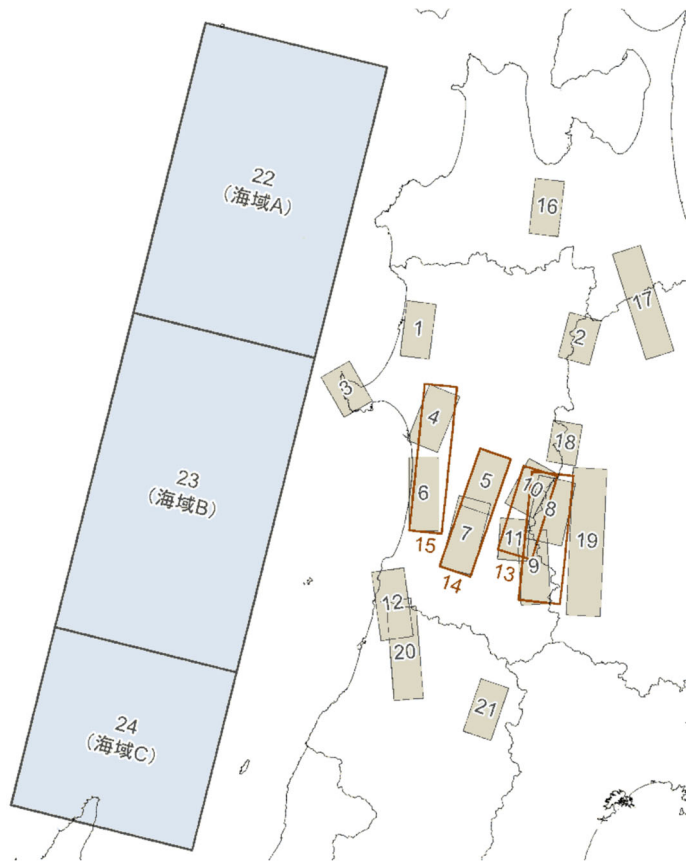
地震災害の前提は、秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）（以下、「県調査」という。）に基づいて、次のとおりとする。

①五城目町で想定する地震＝（4）天長地震 ※最も被害が甚大となることが予想される地震。

県調査では、27パターンの地震を想定し県内各市町村の震度、地震動、液状化現象の発生、土砂崩れ、津波の発生などを予想、各市町村の被害想定を導きだしている。本町での最大震度は6（強）であり、（4）天長地震、（15）天長地震北由利断層連動、（25）海域A+B連動、（27）海域A+B+C連動の4つがあげられる。この内、（4）天長地震の被害が最も顕著で、死者数の被害想定107人となっており、その他3つの地震がいずれも10人より少ない死者数となっていることから、その突出具合が見て取れる。

なお、県調査の27パターンは以下のとおり。

【想定地震の震源域】



(4) 天長地震 ※実際の地震について。

- ・天長 7 年(西暦 830 年)に秋田市北 5km 付近が震源
- ・マグニチュード 7. 2
- ・秋田の城郭や家屋の倒壊により、圧死者 15 人、負傷者 100 人以上発生。
- ・箇所は上図 4 で、本町の直下にも存在する「北口断層(五城目～井川～潟上市)」付近の直下型の地震であったと推測される。

※地震調査研究推進本部の資料より。

【想定地震一覧】

No.	想定地震	M	設定根拠
1	能代断層帯	7. 1	国
2	花輪東断層帯	7. 0	国
3	男鹿地震	7. 0	過去に発生
4	天長地震	7. 2	過去に発生
5	秋田仙北地震震源北方	7. 2	県独自
6	北由利断層	7. 3	国
7	秋田仙北地震	7. 3	過去に発生
8	横手盆地東縁断層帯北部	7. 2	国
9	横手盆地東縁断層帯南部	7. 2	国
10	真昼山地東縁断層帯北部	7. 0	国
11	真昼山地東縁断層帯南部	6. 9	国
12	象潟地震	7. 3	過去に発生
13※	横手盆地 真昼山地連動	8. 1	県独自
14※	秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7. 7	県独自
15※	天長地震 北由利断層連動	7. 8	県独自
16	津軽山地西縁断層帯南部	7. 1	国
17	折爪断層	7. 6	国
18	雫石盆地西縁断層帯	6. 9	国
19	北上低地西縁断層帯	7. 8	国
20	庄内平野東縁断層帯	7. 5	国
21	新庄盆地断層帯	7. 1	国
22	海域 A(日本海中部を参考)	7. 9	過去に発生
23	海域 B(佐渡島北方沖, 秋田県沖, 山形県沖を 参考)	7. 9	県独自
24	海域 C(新潟県北部沖, 山形県沖を参考)	7. 5	過去に発生
25※	海域 A+B 連動	8. 5	県独自
26※	海域 B+C 連動	8. 3	県独自
27※	海域 A+B+C 連動	8. 7	県独自

※ 連動地震

いずれにしても、天長 7 年(西暦 830 年)に本町を含んだ直下で発生したと思われる(4) 天長地震(M=7. 2)が、現代生活の冬 2 時に発生することを想定した被害想定とする。(冬 18 時に発生した被害の方が大きい場合は、そのデータを一部使用)

②五城目町の被害想定

項 目	被害想定等	備 考
1. マグニチュード	7. 2	
2. 最大震度	6 強	県内の最大震度 7 (秋田市・潟上市)
3. 地盤の液状化	起こる可能性が高い 沈下量 0.1～0.3m 未満	
4. 斜面の崩壊危険度	A 危険度が高い	カルテ情報のある 20 箇所について ほぼ全ての箇所で A
5. 宅地造成地の崩壊危険度	B 倒壊する家屋がでる可能性 がある。	本町の 10ha 以上の大規模造成箇所 1 箇所について※礫ノ目と思われる。
6. 津波	なし	
7. 建物被害予測	全壊 2069 棟 半壊 2089 棟	
8. 火災被害予測	炎上出火件数 4 件 焼失棟数 174 棟	
9. 人的被害の予測	死者 107 人 負傷者 514 人 (うち重傷者数 119 人)	
10. 橋梁被害予測	中小被害(一部亀裂・コンクリ ートの剥離)程度、崩壊・倒壊 はなし。	以下の町道以外に関する被害につ いてである。「高速道路、国道(直 轄)、国道(県管理)、主要地方道、 一般県道」
11. 道路(道路幅 13m 未 満)閉塞被害予測	全道路延長 約 260 k m の内約 20% の約 50 k m が閉塞する。	液状化と建物の被災倒壊による。
12. 津波により浸水する 道路被害	なし。	
13. 鉄道・空港被害	考えない。	
14. 上水道被害	被害箇所 180 箇所 断水人口 6584 人	町の水道管の総延長 98,637m
15. 下水道被害	被害延長 6,498m (約 11%) 支障人口 681 人	町の下水道の総延長 59,241m
16. 都市ガス被害	なし	
17. L P ガス被害	供給支障人口 937 人 (約 9%)	町の総容器数 8,240 本 (事業所含 む)
18. 電力被害	停電世帯数 3,753 世帯 (約 83%)	世帯数約 4,500 世帯
19. 通信(固定電話・イン ターネット)の被害	不通回線数 534 回線	
20. 通信(携帯電話)の被害	不通率 A (=非常につながり にくい=停電率、不通回線率 の少なくとも一方が 50%を超 える状況)	

【その他の被害】

項 目	被害想定等	備 考
①ブロック塀の倒壊（箇所）	本町分は不明	全県 28, 195 箇所
②屋外落下物の予測（棟数）	本町分は不明	全県 11, 940 棟
③河川堤防の被害（被害延長）	ほぼ無しと考える。	重要水防区域のみ 全県 1, 055, 310m 本町は馬場目川河口部 6, 488mのみ
④ダム・ため池の被害（箇所数）	◆耐震ランク a:破壊による災害発生の危険性が高い 4 箇所程度 ◆耐震ランク b:破壊による災害発生の危険性がやや高い 6 箇所程度 ◆耐震ランク c:破壊による災害発生の危険性が低い 15 箇所程度	県内ダム 17 箇所 県内ため池 2, 705 箇所 数値での資料がなく図面から拾うと右のようになる。本町にはため池が 25 箇所程度あるものと数えられる。
⑤重要施設の使用性について	使用性ランク A（＝機能に支障をきたす可能性がある）が旧消防署となっているが、H27 年 11 月に移転改築済みであり問題ない。他は全て使用性ランク C（＝使用可能である）である。	重要施設の対象となるのは、災害対策本部及び消防活動拠点となる災害拠点（県庁舎、町庁舎、警察署、消防署等）である。本町では、役場庁舎、消防署、警察書の 3 つ。
⑥危険物を取り扱う施設の被害	なし	本町に危険物大量貯蔵事業所はない。
⑦要配慮者の被害予測	要配慮者の死者 6 人	要配慮者の条件（本町の人数） 65 歳以上の単身高齢者 （566 人） 5 歳未満の乳幼児（219 人） 身体障害者（732 人） 知的障害者（83 人） 合計 1, 600 人
⑧孤立集落の発生	2 集落（杉沢・合地）	
⑨エレベーター閉じ込め	エレベーターの震度に応じた不動作率 22%（震度 6 強）と、町内の設置台数より、ほぼ無しと考える。	不特定多数の人が乗るエレベーターの設置状況：役場 2 基、町民センター 1 基、五一中 1 基、小倉温泉 1 基。なお、五一中以外のエレベーターには、停電時自動着床装置の機能がない状況。
⑩震災廃棄物の発生	廃棄物量 280, 873 t	
⑪生活機能等支障（避難者数）	発生 1 日後 4, 262 人 4 日後 4, 466 人 1 ヶ月後 3, 588 人	阪神淡路大震災時のアンケートによれば、断水は発災後 4 日で 91% の人が「限界である」と回答している。

項 目	被害想定等	備 考
⑫物資不足量の予測	発生後 4 日が最大で 1 日当たり以下の量が必要 ◆食糧需要量 16,076 食分 ◆粉ミルク 5910 g ◆飲料水需要量 20 トン	水は飲料水のみの数値。
⑬医療機能支障	県内 8 つに分けた医療圏を越えた広域の対応が必要。	県内の重傷者は、1,488 人 ◆秋田周辺 2 次医療圏で重傷者 1,478 人 ◆能代・山本 2 次医療圏で重傷者 9 人
⑭住機能支障	必要となる応急仮設住宅数 1,038 棟	
⑮清掃・衛生機能支障	必要となる 仮設トイレ数 50 基 避難所のゴミ発生量 1 日あたり約 3 t	発生後避難者が最大となる 4 日後の状況で算出。
⑯近隣原子力施設が被災した場合の影響	想定が難しいが、全ての原子力関係施設からは 100km 以上離れているので、特に問題としない。	

⑯その他の機能支障
◆ライフライン（特に電力）が長期停止した場合、在宅医療を受けている人や在宅慢性透析患者は、生命維持が困難になるおそれがある。
◆役場庁舎が大きな被害をうけた場合には機能不全に陥り、住民安否確認が不可能、自治体としての意思決定が不可能、救援物資確保、避難所への搬送に必要な情報集約、集落に取り残された住民の救援要請等が不可能。
◆道路や港湾等の被災による輸送道路の途絶等の支障や、製油所・油槽所の被災によるガソリン等の燃料不足により、県や町に物資が集まっても、各避難所に物資が届けられない可能性がある。
◆広範囲に被災して避難者が多くなると、避難所のスペースや応急仮設住宅が不足する。また、避難所生活が長期化すると、食事、着替え、入浴、トイレ、その他プライバシーに関わる事項について、ストレスが多くなる。

なお、直接経済被害の予測として、秋田県全域で 14,256 億円（冬 18 時発生の場合）となっている。

③五城目町の復旧日数の想定（秋田県としての想定を使用）

項 目	復旧日数	備 考
①上水道	復旧日数 20 日	
②下水道	復旧日数 26 日	
③都市ガス	復旧日数 15 日	本町になし
④L P ガス	復旧日数 5 日	
⑤電力	復旧日数 7 日	
⑥通信	復旧日数 7 日	

④津波の被害について

なお、本町では県調査のうち津波発生の可能性のある（22）から（27）の海域型の地震パターン（県独自の秋田沖海域A・B・C）でも、津波の陸地への到達はなかった。その後、平成26年8月に「津波防災地域づくりに関する法律（略称：津波法）」による秋田沖の4つの断層モデルが示され、更に“想定外はつくらない”という従来からの県独自の秋田沖海域A・B・Cの3海域も法定のものとなり、新しい条件下（堤防は75%沈下する等）で再検証が行われた。その結果、平成28年3月に大川地区飛地（通称：地先）の農地・道路など（0.7k㎡）が、本町にとって初めて津波浸水想定区域（最大1.0～2.0m）になり、人家はないものの対応が必要になっている。 ～津波浸水想定区域は資料1～

2. 事故災害

(1) 大規模火災

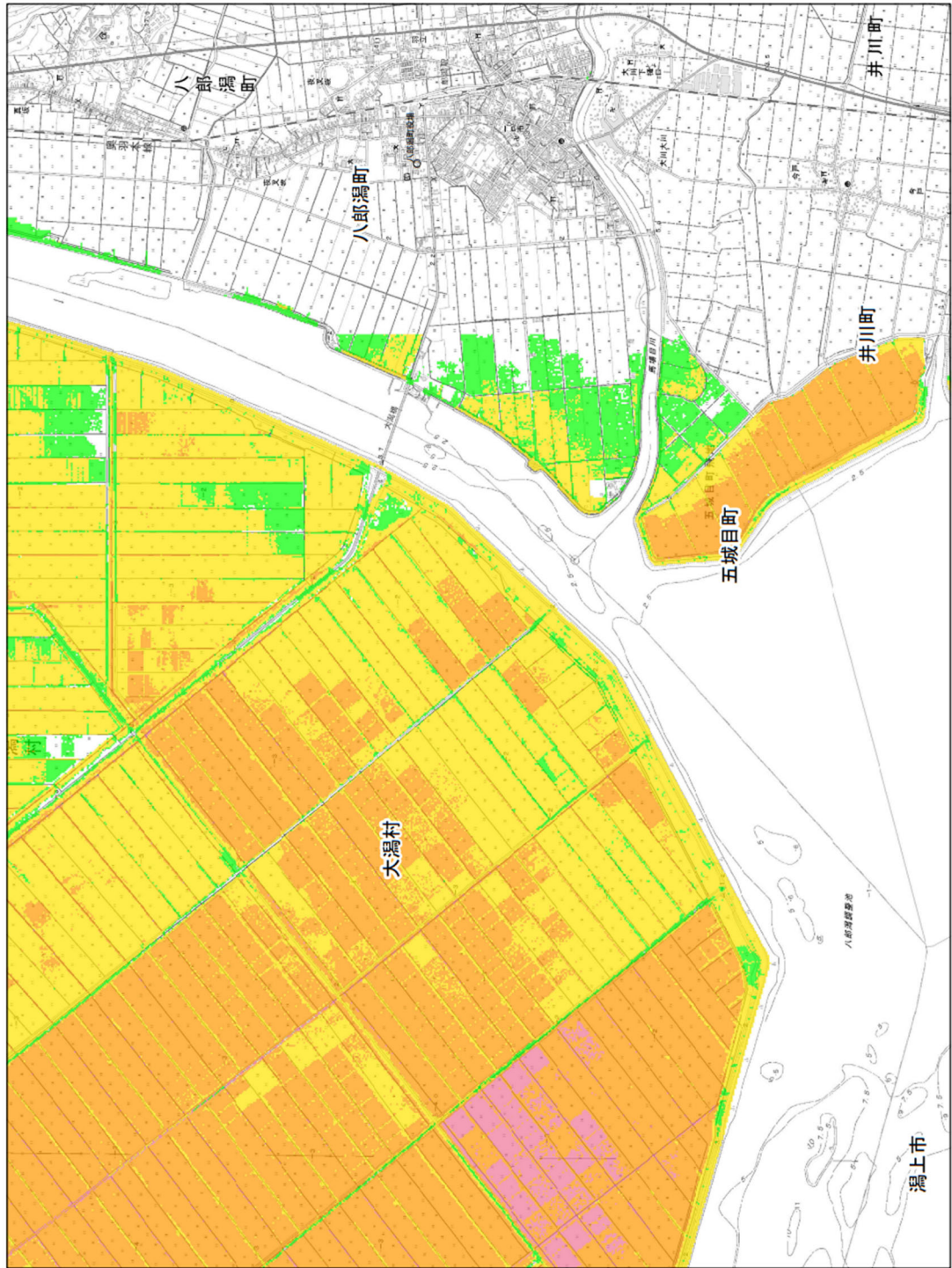
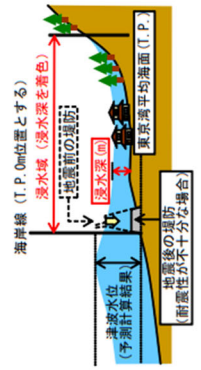
大規模な火事災害は、最も被害結果が大きくなる冬の夕方（午後6時）の出火で、強風乾燥下等のもとでの大規模火事災害を想定する。

(2) 林野火災

林野火災は、強風乾燥下等のもとで、焼失面積がきわめて大規模な林野火災となり、他の都道府県、消防機関、自衛隊等から空中消火活動等の応援を要請し、付近の住民等に避難情報を発令するなどの対応が必要となる災害を想定する。

＜大潟村(5)、八郎潟町(1)、五城目町(1)、井川町(2)＞

1:25,000

[illegible]

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図2500(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1192号)

(3) 道路災害

道路災害は、次の規模の事故災害が発生した場合を想定する。

- ア 道路構造物等が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合
- イ 濃霧・着雪等自然現象の急変による車両等の衝突で構造物に被害が生じた場合
- ウ 多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故による次の事態が発生した場合
 - ① 乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生したとき
 - ② 沿道施設等にも被害が生じるとき

(4) 危険物の漏洩、流出、爆発等

流出油事故は、海、河川、湖沼において、防災関係機関等の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の重油流出事故により、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

(5) 危険物等災害

危険物等災害は、次の災害を想定する。

- ア 危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生した場合
- イ 毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生した場合
- ウ 火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合

(6) 鉄道災害

鉄道災害は、次の災害を想定する。

- ア 列車同士の衝突事故や落石、車両故障、踏み切り横断や道路からの転落による自動車との接触等の原因による列車の脱線・転覆事故などが発生した場合
- イ 乗客、沿線住民、施設等に多大な被害が生じた災害が発生した場合
- ウ 死傷者が多数発生するなどのため消防機関や自衛隊への応援要請が必要となり、複数の病院が受入れ体制をとる必要が生じた場合

(7) 航空災害

航空災害は、航空運送事業者の運行する航空機が、町域内に墜落したこと等により、多数の死傷者等が発生した場合を想定する。